

# 光華小学校サポーター(光華小学校 PTA)会則

## 第1章 名称及び事務所

第1条 本会は、光華小学校サポーター(光華小学校 PTA)と称し、事務所を光華小学校(以下、「光華小」という。)に置く任意団体である。

## 第2章 目的

第2条 本会は、光華小に在籍する児童の保護者またはこれに代わる者(以下、「光華小の保護者」という。)と光華小の教職員が協力し合って運営に携わり、児童の環境を整備して児童の権利を守り、学校内外における児童の健全な成長を支えることを目的とする。

## 第3章 方針及び活動

第3条 本会は次の方針に従って活動する。

1. 児童の教育並びに福祉のため活動するほかの団体及び機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教に偏ることなく、また専ら営利を目的とするような行為は行わない。
3. 本会の名でいかなる本会選挙の候補者も推薦しない。
4. 学校の人事並びに管理・運営に干渉しない。

第4条 本会は第2条の目的を遂げるため、前条の方針に基づき、次の活動をする。

1. 家庭と学校と地域との連携によって児童の生活を見守る。
2. 児童の生活環境を改善する。
3. 児童の安全確保に努める。
4. 児童の心身の健全な成長を支える。

第5条 本会の活動に参加することができる者は、次の通りとする。

1. 光華小に在籍する児童
2. 光華小の保護者
3. 光華小の教職員
4. 本会の目的に賛同する者

## 第4章 会員

第6条 本会の会員となる資格を有する者は、次の通りとする。

1. 光華小の保護者

## 2. 光華小の教職員

第7条 本会の会員の権利は、次の通りとする。

1. 会員は平等の権利と義務を有する。
2. 会員の権利は相続又は譲渡することが出来ない。
3. 総会における議決権は会員のみが有し、1人または1家庭につき1票とする。議決権は他の会員に書面をもって委任し行使することができる。

第8条 会員は会費を納めるものとする。その際の会費の納入は家庭単位とする。

第9条 会費の金額は、次の通りとする。

1. 定期総会または臨時総会において承認された金額とする。
2. 転入の場合は、次の通りとする。
  - (1) 1学期終業日までに転入・・・全額
  - (2) 2学期終業日までに転入(夏休み含む)・・・1/2
  - (3) 3学期終業日までに転入(冬休み含む)・・・1/4
3. 転出の場合は申告があった時のみ、以下の金額を返金する。
  - (1) 1学期終業日までに転出・・・1/2

## 第5章 会計

第10条 本会の資産は第2章の目的達成のため以外には支出又は使用してはならない。

第11条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。なお、総会の開催前において緊急に支出する必要がある場合は、サポーター本部において支出決定し、総会時に報告し事後承認を求めるものとする。

## 第6章 サポーター本部

第12条 本会にはサポーター本部を置く

第13条 サポーター本部員は原則、次の通りとする。また、役員の任期は1年とするが、再任を妨げない。

1. 会長 1名以上
2. 副会長 1名以上
3. 事務局長 1名以上(副校長1名を含む)
4. 庶務 1名以上(職員1名を含む)

- 5. 会計 2名以上(職員1名を含む)
- 6. 監査 1名以上

## 第7章 サポーター本部の任務

第14条 サポーター本部の任務は次の通りとする。

- 1. 会長は本会を代表して会務を運営し、総会及び本部サポーター会議を招集する。
- 2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその代理を務める。
- 3. 庶務は会長・副会長を補佐して会務を整理する。
- 4. 会計は金銭の収支を記録し、会計監査を経て総会において決算報告をする。
- 5. 監査は会計を監査し、本会に報告する。
- 6. 会長は必要に応じて本部サポーター会議を開き、会務の運営について協議する。

## 第8章 総会

第15条 総会は、本会の最高議決機関であり、全会員をもって構成する。

第16条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

第17条 定期総会は、毎年度の初めに開催する。

- 2. 臨時総会は、会員の1/5以上から会議の目的とする事項及び理由を記載した書面を持って要求があったときに開催する。

第18条 定期総会では、旧年度の決算報告、活動報告、新年度の予算案、議案の審議決定、サポーター本部員の選出、その他の必要な事項について、審議及び承認を行う。

第19条 総会の議決は、出席者の多数決による。

## 第9章 会則

第20条 この会則は、総会の議決により改正することが出来るものとする。